

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出） 第十条の四（略）</p> <p>2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>四（略）</p> <p>（作業基準） 第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並</p>	<p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出） 第十条の四（略）</p> <p>2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 注文者の氏名又は名称</p> <p>四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>五（略）</p> <p>（作業基準） 第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p> <p>イ（略）</p>

びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ・ニ (略)

ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)

第十六条の五 法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

ロ・ハ (略)

ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

(解体等工事に係る説明の時期)

第十六条の六 法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに(当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに)行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第十六条の七 法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 調査を終了した年月日
- 二 調査の方法
- 三 調査の結果

(特定工事に係る説明の事項)

第十六条の八 法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(解体等工事に係る掲示の方法)

第十六条の九 法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第十六条の十 法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 調査を終了した年月日

三 調査の方法

四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

別表第七 (第十六条の四関係)

一 令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等
--------------------------------------	--

(新設)

(新設)

別表第七 (第十六条の四関係)

一 令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等
--------------------------------------	--

以上の効果を有する措置を講ずること。

イ (略)

ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に

以上の効果を有する措置を講ずること。

イ (略)

ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ (略)

ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ハ (略)

	二 (略)	三 (略)	四 令第三条の四第二号 に掲げる作業
ト ハ、ニ及びへの確認をし た年月日、確認の方法、確 認の結果並びに確認した者 の氏名並びに確認の結果に 基づいて補修等の措置を講 じた場合は、当該措置の内 容を記録し、その記録を特 定工事が終了するまでの間 保存すること。 チ (略)			イ (略) 特定建築材料を掻き落と し、切断、又は破砕により 除去する場合は一の項下欄 イからチまでに掲げる事項 を遵守することとし、これ ら以外の方法で除去する場

	二 (略)	三 (略)	四 令第三条の四第二号 に掲げる作業
ニ (略)			イ (略) 特定建築材料を掻き落と し、切断、又は破砕により 除去する場合は一の項下欄 イからニまでに掲げる事項 を遵守することとし、これ ら以外の方法で除去する場

合は二の項下欄イからハま
でに掲げる事項を遵守する
こと。

ロ (略)

様式第3の4
(別紙)

様式第8 (第19条関係)
(別紙)

合は二の項下欄イからハま
でに掲げる事項を遵守する
こと。

ロ (略)

様式第3の4
(別紙)

様式第8 (第19条関係)
(別紙)

(新)

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事

殿

市 長

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏 名			
特定粉じん排出等作業の種 類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する 断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作 業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法 で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体 作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実 施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		

(新)

参考 事項	特定粉じん排出等作業の 対象となる建築物等の概 要	建築物（耐火・準耐火・その 他） 延べ面積 m ² （ 階建） その他工作物	※備 考	
	特定工事を施工する者の 現場責任者の氏名及び連 絡場所	電話番号		
	下請負人が特定粉じん排 出等作業を実施する場 合の当該下請負人の現場責 任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。
見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

(新)

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

(旧)

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事

殿

市長

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	※備考	
	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （階建） その他工作物		

(旧)

注文者の氏名又は名称	
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

- 備考
- 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。
見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

(旧)

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

(新)

様式第8 (第19条関係)

表

12センチメートル		第 号
大気汚染防止法第26条第3項の規定による身分証明書		
写 真	職名及び氏名	
	年 月 日生	
	年 月 日発行	
	年 月 日限り有効	
	環 境 大 臣 都道府県知事 印 市 長	

裏

大気汚染防止法抜すい

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定め

(新)

るところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(旧)

様式第8 (第19条関係)

表

----- 12センチメートル -----		第 号
大気汚染防止法第26条第3項の規定による身分証明書		
写 真	職名及び氏名	
	年 月 日生	
	年 月 日発行	
	年 月 日限り有効	
	環 境 大 臣 都道府県知事 印 市 長	

裏

大気汚染防止法抜すい

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うことと

(旧)

することができる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者